



平成 18 年 1 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社 キャンドゥ  
代 表 者 名 代表取締役社長 城 戸 博 司  
(コード番号:2698 東証第一部)  
問 い 合 せ 先 取締役管理部長 武 藤 真 朗  
電 話 番 号 03-5944-4112

ストックオプション(新株予約権)発行に関するお知らせ  
(商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づく新株予約権の無償発行)

当社は、本日開催の取締役会において、平成 18 年 2 月 24 日開催予定の第 12 回定時株主総会の決議を条件に、ストックオプションとして商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき新株予約権を無償にて発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する理由  
当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社取締役及び従業員に対して新株予約権を無償で発行するものであります。
2. 新株予約権発行の要領
  - (1) 新株予約権割当の対象者  
当社取締役及び従業員
  - (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数  
当社普通株式 5,000 株を上限とする。  
なお、当社が新株予約権発効日以降に株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整には、その時点での対象者が新株予約権を行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。  
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率} \quad (1 \text{株未満の株式は切り捨てる})$$
  
また、当社が他社との吸収合併または新設合併を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。
  - (3) 発行する新株予約権の総数  
5,000 個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という)は1株とする。(ただし、(2) に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う)
  - (4) 新株予約権の発行価額  
無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際し、1株当たり払込みをなすべき金額(以下、「払込金額」という)は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(終値のない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.01を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が新株予約権発行の日の終値(終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社との吸収合併または新設合併を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成20年3月1日から平成23年2月末日まで。

(7) 新株予約権の行使の条件

- a. 対象者として新株予約権を付与された者は、権利行使時においても当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要す。
- b. 新株予約権の譲渡、質入、その他の処分及び相続は認めない。
- c. 新株予約権に関するその他細目については、本総会決議及び今後の取締役会決議に基づき当社と対象者との間で締結される新株予約権付与契約に定めるものとする。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

- a. 当社は、新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部または一部につき行使できないものが生じたときは、当該新株予約権を無償で消却することができる。
- b. 当社は、新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当該新株予約権を無償で消却することができる。

(注) 上記の内容については、平成18年2月24日開催予定の当社第12回定時株主総会において、本件議案が承認可決されることを条件としております。

以 上